

陳情第 8 3 号	受理年月日	令和 4 年 3 月 1 1 日
付託委員会	保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の制度周知と、申請の促進について	
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が深刻になる中、本市でも、18歳未満の子を持つ世帯を対象とした、子育て世帯への臨時特別給付に続き、住民税非課税世帯等に対して10万円を支給する、臨時特別給付金事業が始まっている。</p> <p>給付金の対象者は、①令和3年12月10日の基準日において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる、家計急変世帯とされている。</p> <p>特に、②は、令和2年中の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変が、令和3年1月以降も継続し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、同様の事情にあると認められる場合も含むとされているが、これに自分が該当するかどうかの判断は難しく、行政などの手助けが必要である。</p> <p>子育て世帯への臨時特別給付の際は、連日、テレビや新聞で、大きく報道された。しかし、今回の住民税非課税世帯への給付金については、制度発足時に少し報道されただけで、広く知らされているとは言えない。</p> <p>市長が、本市は2月7日から給付金の手続きに入るとの会見をしても、情報の広がりがあったが不十分であった。</p> <p>生活と健康を守る会が、①のプッシュ型の対象者に、給付金の手続きが決まったことを知らせると、約9割の方から、知らなかった、私も受け取れるのですか、知らせていただきありがとうございますと感謝された。</p> <p>については、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給にあたり、下記のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 プッシュ型の対象者に対しては、臨時特別給付金支給要件確認書が</p>	

(続 く)

返信されていない世帯に、返信を促すこと。

- 2 本市が窓口となっている、様々なコロナ支援制度相談者や申請者などに対しては、家計急変世帯に該当している可能性がある旨のお知らせを送付すること。